

大分県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領

平成24年12月4日 制定

令和5年4月1日 改定

(目的)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により大分県知事（以下「知事」という。）が行う認定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第54条第1項第1号から第3号までの基準をいう。
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 三 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- 四 指定確認検査機関 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。

(知事が定めた機関による技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、次に掲げる機関（以下「知事が定めた機関」という。）による技術的審査を受けることができる。

- 一 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分が認定対象の場合
登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関である登録住宅性能評価機関
 - 二 前号以外の建築物が認定対象の場合
登録建築物エネルギー消費性能判定機関
又は指定確認検査機関である登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、知事が定めた機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の原本を申請書に添付することにより、適合証の提出がある場合の申請手数料金額とすることができる。
- 3 前項の規定により添付する適合証は、法第54条第1項第1号に定める次の各号の認定基準の全てに適合することを証したものであること。

- 一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
- 二 一次エネルギー消費量に関する基準
- 三 その他の基準

(知事が必要と認める図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- 一 前条の規定により知事が定めた機関による技術的審査を受けた場合にあつては、当該知事が定めた機関が交付する適合証。なお、適合証を提出した場合にあつては各種計算書を省略することができる。
- 二 その他認定の審査等において知事が必要と認める図書

(申請の取り下げ)

第5条 申請者は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする場合、認定申請取下げ届（様式1）を知事に提出するものとする。

(建築の取りやめ)

第6条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめようとする場合、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（様式2）に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第7条 知事は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合、認定しない旨の通知書（様式3）にその理由を記し、申請者に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第8条 法第54条第2項の規定による申出があつた場合（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画であるときは、知事は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 知事は、前項の審査を行う場合は、当該審査を構造計算適合性判定審査業務委託先に委託することができる。

(都市の緑地の保全への配慮に関する取扱い)

第9条 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）4（2）③の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いは、次に掲げる事項に適合することを原則とする。

- 一 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項に規定する緑地協定
- 二 建築基準法第69条に規定する建築協定
- 三 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地の区域外であること。
- 四 緑地保全に関する市町村の条例

2 前項の規定に関わらず、知事がやむを得ないと認める場合は、低炭素建築物新築等の認定を行うことができる。

(報告の徴収)

第10条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、建築工事が完了した旨の報告書（様式4）により、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告するものとする。

- 2 知事は、法第56条の規定による報告の徴収を行う場合、報告の徴収を求める旨の通知書（様式5）により行うものとする。
- 3 認定建築主は、法第56条による報告を求められた場合、低炭素建築物の新築等の状況報告書（様式6）に、報告内容を説明するための図書を添えて、知事に報告するものとする。

(改善命令)

第11条 知事は、法第57条の改善命令を、改善命令書（様式7）により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 知事は、法第58条の認定の取消しを、認定取消通知書（様式8）により行うものとする。

(認定建築主変更等届)

第13条 次に掲げる者は、認定建築主変更届（様式9）正一通及び副一通を知事に提出するものとする。

- 一 認定建築主の一般承継人
- 二 認定建築主から認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権を取得した者

(その他)

第14条 前条までの規定により難い場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。